

旧法に基づく許可を要する営業施設のうち輸入食品を取扱う施設(令和5年度年末一斉取締り)

	調査・ 監視指導 延施設数 (1)	違反発見 施設数 (2)	違反件数						処分件数						処分 以外の 処置件数 (14)	告発件数	
			施設基準 違反 (3)	管理運営 基準違反 (4)	製造基準 等違反 (5)	表示基準違反		その他 (7)	営業許可 取消命令 (8)	営業禁止 命令 (9)	営業停止 命令 (10)	改善命令 (11)	物品廃棄 命令 (12)	その他 (13)		無許可 営業 (15)	その他 (16)
						食品衛生法 (6)-1	健康増進法 (6)-2										
飲食店営業																	
一般食堂・レストラン・料理店	20																
すし屋																	
そば・うどん屋																	
旅館																	
仕出し屋・弁当屋	46																
カフェ・バー・キャバレー	1																
自動販売機																	
その他	8																
菓子製造業	17																
乳処理業																	
特別牛乳さく取処理業																	
乳製品製造業																	
集乳業																	
魚介類販売業	87	1						1						1			
魚介類せり売り営業																	
魚肉ねり製品製造業	6																
食品の冷凍または冷蔵業	4																
かん詰またはびん詰食品製造業	1																
喫茶店営業																	
自動販売機	3																
その他	2																
あん類製造業																	
アイスクリーム類製造業																	
乳類販売業																	
自動販売機																	
その他																	
食肉処理業	2																
食肉販売業	16																
食肉製品製造業	1																
乳酸菌飲料製造業																	
食用油脂製造業																	
マーガリン又はショートニング製造業																	
みそ製造業	3																
醤油製造業																	
ソース類製造業																	
酒類製造業																	
豆腐製造業	3																
納豆製造業	2																
めん類製造業	1																
そうざい製造業	9																
添加物(規格あり)製造業																	
食品の放射線照射業																	
清涼飲料水製造業	2																
氷雪製造業																	
自動販売機																	
その他																	
氷雪販売業																	
小計	234	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	

輸入食品を取扱う施設 : 輸入食品を販売する施設または輸入食品を原材料として調理・加工・製造する施設